



## 監督署の窓

### 一人の道

2020年、東京で再びオリンピックが開催される。

1964年に、初めてアジアで、日本で、東京オリンピックが開催された。戦後の復興から高度成長期に入ったときで、日本人選手の活躍に、日本中が盛り上がった。16個の金メダル／レスリング5個、体操男子5個、柔道3個、ボクシング1個、ウエイトリフティング1個、そして東洋の魔女の回転レシーブで1個。オリンピックを締め括

るマラソンでは、アベベが予想通りの強い走りです。大会二連覇を果たした。アベベの走り以上に、二位争いに日本人選手が絡み、大変な盛り上がりとなった。前評判の高かった君原健二は序盤で失速したが、注目度の低かった円谷幸吉が、ゴールの国立競技場に二位で入ってきた。

東京オリンピックから八年後の1972年に、同志社女子大学在学中の女性フオークデュオ「ピクピクルス」が円谷を歌った「一人の道」がヒットした。

「一人の道」のプロローグは、円谷が国立競技場に入ってきたときの継続……、7万5千あまりの観衆がわあーと歓声を上げました。円谷の姿がまもなく見えます。今見えません。すぐ10メートル後方にヒートリー。10メートル後方にヒートリー。円谷あと350メートル。あと10メートルの差をもちまして、

ヒートリーが続いておりません。円谷スタート。円谷スタートしました。その差がちょっと開きました。円谷第2位獲得か。後300メートルです。後300メートル。ヒートリーも疲れています。円谷も疲れています……。

残念ながら円谷は、国立競技場でヒートリーに抜かれ三位となった。円谷とヒートリーのデッドヒートは、国民に強い印象を残し、表彰台上に銅メダルに輝いた無名の円谷を称え、次期メキシコオリンピックへの期待は高まった。高まる期待は、当然、金メダル。

円谷も金メダルを目指し努力するが、周りの環境は必ずしも円谷の望むものではなく、円谷は腰痛を悪化させ、椎間板ヘルニアを発症し手術を受ける。症状は回復したものの、かつての走りはできなかつた。

円谷はメキシコオリンピックの開催年、1968年1月に、自衛隊体育

学校宿舍の自室で自殺27歳での夭折だった。

この4年後に、ピクピクルスの「一人の道」が発売される。

「一人の道」は円谷の遺書を歌にしたものである。

東京オリンピックでの円谷とヒートリーの国立競技場での戦いは、国民の心に強く残っており、マスコミは円谷の死を大きく取り上げた。

川端康成は「円谷幸吉選手の遺書」を発表し「繰り返される《おいしゅうございました》といふ、

ありきたりの言葉が、じつに純ないのちを生きてゐる。そして、遺書全文の韻律をなしてゐる。美しく、まことで、かなしいひびきだ」と語り、三島由紀夫は「円谷二尉の自刃」で、「傷つきやすい、雄雄しい、美しい自尊心による自殺……この崇高な死をノイローゼなどという言葉で片付けたり、敗北と規定したりする、生きている人間の

思い上がりの醜さは許しがたい」と強い調子で、円谷の自殺をノイローゼによる発作と憶測する世論を批判した。

なお、三島由紀夫は、1970年に自衛隊市ヶ谷駐屯地で東部方面総監を監禁し、部屋の前バルコニーで演説、クーデターを促し、割腹自殺した。川端康成は、1972年にマンシヨンの自室でガス自殺した。

東京オリンピックから50年が過ぎた。

厚生労働省は、若者の「使い捨て」が疑われる企業に対する取り組みを強化することを発表したメディアは、若者を使い捨てにする企業を「ブラック企業」と呼ぶ。バブル景気崩壊以降、企業の経営体制は「コスト削減」に比重を置き、労働者に劣悪な労働環境での勤務を強いて、心身に過重な負荷を掛け、精神障害等を発症させ、退職に追い込み、特に若い労働者を

潰している企業のことである。

全国の精神障害による労災補償の支給決定件数は、平成24年度475件で、初めて400件を超えた。うち自殺（未遂も含む）は93件で100件に迫っている。

自殺者の年齢別支給決定件数の比率は、19歳以下1%、20代22%、30代25%、40代33%、50代12

%、60歳以上8%である。

（※少数第1位四捨五入）  
警察庁発表の平成24年における自殺者数の年齢別比率は、19歳以下2%、20代11%、30代14%、40代18%、50代18%、60歳以上38%である。

（※少数第1位四捨五入）  
労災補償では、低年齢層での比率の高さが目立っている。

人は、十代または二十

代の頃に、生と死を見つめ、人生の意義、生きる価値を自問する。挫折を知り、死に憧れ、死を恐怖し、苦悩し、時には死を選択する。

人は一人では生きられないが、同じ道は二つとなく、誰もが一人の道を生きるのである。

苦悩の末、死を選択する若者もいるが、多くは

生きる道を見つけ出す。

円谷の死の評価は、人それぞれであり、ここで評価するつもりはないが、死ではなく、生きる道があったことは確かである。

人が働くのは、生きるためであり、幸福になるためである。企業には、労働者の命を守る道義的、社会的責任がある。

若者の生きる道を閉ざす権利は、企業にはない。

日本国憲法では、「す

べて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、労働基準法では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」としている。

## 名古屋北労働基準監督署の後援を得て

# 「労災保険実務セミナー」開催

当協会は去る1月24日、名古屋北労働基準監督署

の後援を得て人事・労務・総務担当者など87名参加のもと、「労災保険実務セミナー」を名古屋栄ビ

ルディングで開催しました。

当日は、当協会市之瀬理事・事務局長の挨拶の

後、石田事業企画推進

課長より「労災保険の給付内容と請求書作成等手続きの実務について」、川崎事業企画推進課チーフより「労働保険の各種制度の概要について」、また名古屋北労働基準監督署の大平労災第一課長より「腰痛、精神障害を含む労災認定業務上外の判断等について」説明が行われました。

セミナー終了後も受講生より多数の質問があるなど、セミナーは盛会裏に終了しました。



大平労災第一課長



石田事業企画推進課長



川崎事業企画推進課チーフ



セミナー会場の様子